

第5章 実現化方策

1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

都市計画マスターplanに示された将来都市像や方針の実現には、行政の取組みのみならず、市民をはじめ、民間企業・各種団体との理解と協力が不可欠であり、市民・事業者・行政が協働し地域に根差したまちづくりが必要となります。

1-1 協働のまちづくりにおける役割

(1) 市民の役割

市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、本計画をはじめとするまちづくりに係る知識を深めるとともに、各種まちづくり活動に積極的に参加することが重要です。

また、これらの活動を通じて、自らの生活の場であるまちの安全性・快適性を向上させ、豊かで穏やかな暮らしが営まれるまちを次世代に継承することが必要です。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域や都市を将来にわたる自らの活動の場と捉え、地域の良好な環境を保全・確保するとともに、市民や行政と協働してまちづくりを推進することが重要です。

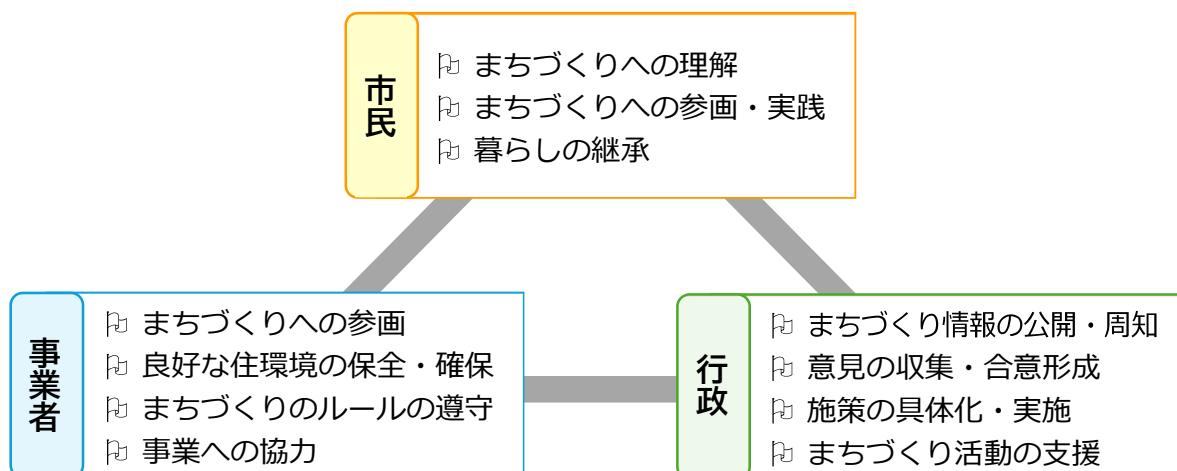
このため、事業者は自らの産業活動の維持・増進や、まちづくりルールの遵守、事業への協力、まちづくりの提案など、民間企業の視点からの積極的な取組みが必要です。

(3) 行政の役割

行政は、まちづくりに係る情報を公開・周知し、市民・事業者が参加しやすい協働のまちづくりの推進体制を構築するとともに、まちづくりを市民の意向聴取や合意形成に基づいて着実に展開することが重要です。

これからまちづくりは、地域コミュニティの運営や地域活動（エリアマネジメント）などのソフト面での取組みが重要であることから、行政庁内の連携による施策展開を図ります。

更に、都市の領域を越えた広域的な連携が必要とされるまちづくりの課題に対しては、県や周辺市町村などとの調整を密にし、総合的かつ広域的な視野からまちづくりを進めます。



1-2. 協働のまちづくりの体制・制度の確立

(1) まちづくりの情報共有

市民や事業者がまちづくりに参加しやすいよう、市の広報誌やホームページへの掲載、まちづくりニュースの配布など、多様な媒体・手段により、まちづくりに係る情報を積極的に公開・周知します。



広報誌での情報共有

(2) 市民・事業者によるまちづくり活動の支援

市民や事業者による、地域コミュニティの運営や地域活動（エリアマネジメント）に自主的に組むことができる仕組みづくりや、活動を促進する支援体制の構築を進めます。

地域コミュニティにおいては、地域の特性等を考慮し、行政区からの要請に応じて地域コミュニティの再編や事業見直し等を支援します。

特に、地域活動（エリアマネジメント）を行う組織においては、市が都市再生特別措置法に基づいて地域のまちづくりを担う法人に指定することで、都市再生推進法人になることができます。都市再生推進法人は、公的な位置づけとなり、都市再生整備計画の作成等を市に提案できるなど、よりまちづくりに参画できるようになります。

(3) 参加に係る制度の拡充、運用促進

市民の意向を反映したまちづくりの計画を策定するため、市民アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントなど、様々な意見を聴取できる機会を設けることで、計画段階から市民参加を促します。

また、「都市計画提案制度」や「地区計画等の案の申出制度」などの住民・地権者による地区レベルの都市計画の提案制度の普及・活用を促します。

さらに、市民に身近な地域の道路や公園・緑地が、親しみやすく使いやすい公共空間となるよう、「道路里親制度」などの市民参加により公共施設の管理、美化を行う制度の継続と適正な運用を図ります。



ワークショップの様子

2 将来都市像の実現に向けた取組み

都市計画マスターplanで示す将来都市像や方針の実現に向け、都市計画法に基づき、適切な土地利用の規制・誘導や都市計画事業の実施により、計画的にまちづくりを推進します。

2-1 土地利用の規制・誘導

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現

少子高齢化や人口減少などの諸課題に対応した持続可能な都市構造として、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を推進します。

実現にあたっては「立地適正化計画」に基づき、都市拠点においては、市の中心的な拠点として公共公益施設や高次の都市機能の誘導などにより都市の魅力や求心力の向上を図り、地域拠点及び生活拠点においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導による生活利便性の維持・向上を図ることで、まちのまとまりを維持・形成するための緩やかな居住誘導に取組みます。

(2) 用途地域・特定用途制限地域等による規制

市街地においては、用途地域等の指定により、住宅地、商業地及び工業地の土地利用の整除を適切に行います。

また、市街地縁辺部に広がる田園や既存集落地等においては、自然環境や営農環境と調和した住環境の保全と無秩序な宅地開発の抑制を図るために、地域の特性や実情に応じた特定用途制限地域等の指定に取組みます。

(3) 地区計画制度の活用によるまちづくりの推進

工業団地や幹線道路沿道、一団の土地、歴史的まちなみ景観など、地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進が必要な場合は、地区計画制度の導入を検討し、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の維持・創出を図ります。

2-2 都市施設の計画的な整備

(1) 都市計画道路

都市計画道路においては、県道・市道の道路改良事業などと役割分担しつつ、整備を推進します。また、事業の実現性と整備効果を推測し、幹線道路網の段階的整備実施計画を検討策定するとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを行い、着実に幹線道路網を形成します。

(2) 公園・緑地

都市計画公園・緑地においては、他のスポーツ施設や緑地と合わせた適正配置を検討し、都市計画決定による事業区域の担保、土地利用制限の必要性が高く事業化が確実な区域を計画決定し、着実な整備を進めるとともに、既存施設の機能更新、長寿命化を推進します。

(3) 公共下水道

公共下水道においては、流域関連公共下水道事業認可区域における整備を進めるとともに、既存の下水道施設の機能保全及び更新を推進します。

また、人口減少や施設の老朽化等により経営状況が不安定になると予測されることから、経営管理方法の検討や、市民参画・協働により下水道事業運営など、経営基盤の安定化に向けた取組みを検討します。

(4) 市街地

市街地においては、土地区画整理事業や工業団地造成事業などの面的な市街地開発事業の他、沿道型の基盤整備や地区計画など、地域の特性に合わせた多様な手法を検討し、段階的かつ計画的に道路等都市基盤の整備を進めます。

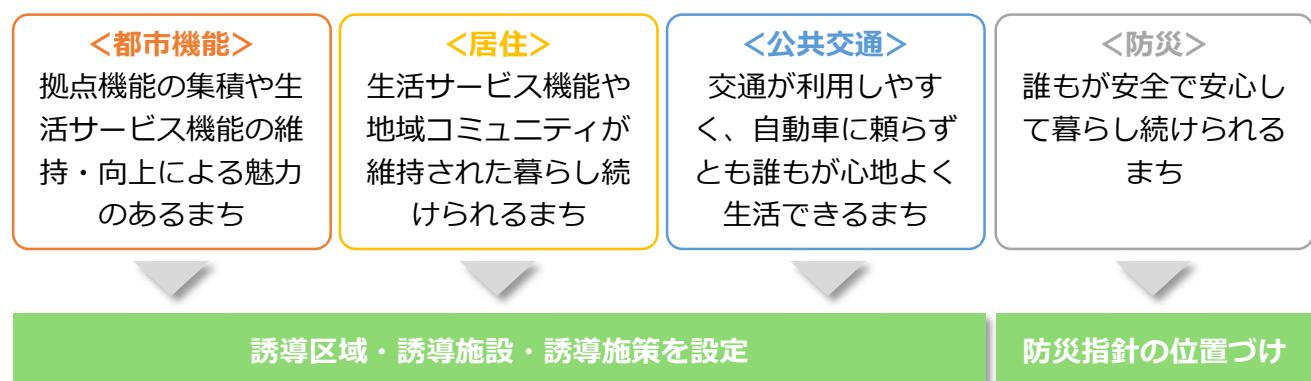
2-3 段階的実施計画の策定

本計画では、今後のまちづくりの方向性を「時代の変化に対応した住み続けられるまちづくり」とし、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進することとしました。

この『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを着実に実現するための計画として、「立地適正化計画」と「地域公共交通計画」を令和7年度公表に向けて策定しています。

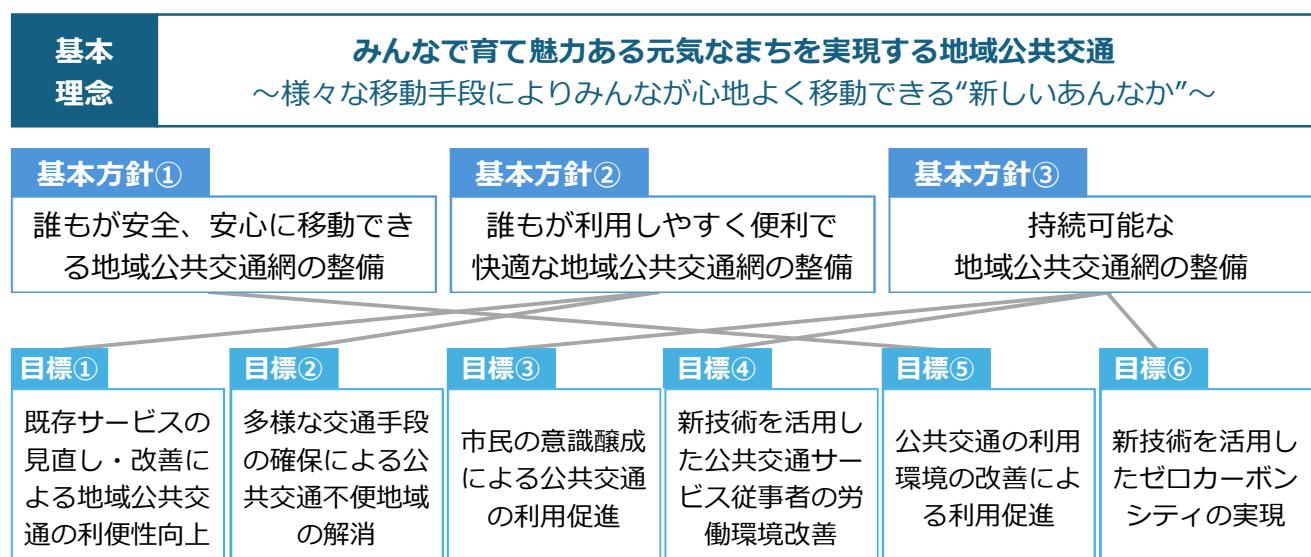
(1) 立地適正化計画

人口減少・高齢化や市街地の拡散・低密度化が進行すると、一定の人口の集積に支えられている医療、福祉、子育て施設、商業などの都市機能や公共交通の維持・存続に影響を及ぼすことが懸念されています。これらに対応した住み続けられるまちづくりを進めるため、立地適正化計画では、「都市機能」、「居住」、「公共交通」、「防災」の観点からまちづくりの方針や誘導方針、都市再生特別措置法に基づく誘導区域の設定（都市機能誘導区域・居住誘導区域）により、緩やかに都市構造の再編を推進します。



(2) 地域公共交通計画

立地適正化計画に基づく機能誘導を図りつつ、拠点間を繋ぐ公共交通のネットワークの維持・充実を図るため、地域公共交通に関するマスタープランを策定し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市構造に向けた取組みを推進します。



3 都市計画マスタープランの進行管理

3-1 計画の見直し

都市計画マスタープランは長期的な方針であり、概ね 20 年後を目標年次としていますが、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し、関係法令や制度の新設・変更など、計画の条件に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適切な見直しを行います。

3-2 PDCAサイクルによる進行管理

都市計画マスタープランで示す将来都市像や方針の実現に向け、各分野の個別計画や実施計画に基づいて施策・事業を進めていますが、適切な段階で都市づくりの状況を把握することで本計画の進行管理を行います。

具体的には、PDCA サイクルのプロセスに則り、都市計画マスタープランをはじめとする計画を策定（Plan）し、計画に基づき施策・事業を展開（Do）、それらの効果・成果を検証（Check）し、必要に応じて見直す（Action）ことにより、全体的な進行管理を行います。

特に、各種施策・事業の展開においては、個別計画で指標を設定しつつ、点検・評価を実施することで、計画的に施策・事業を進行します。また、効果・成果の検証にあたっては、市民アンケート調査などを通して評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

